

第三者評価（結果）報告書（総括）

総 括	
対象事業所名	あすかの
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県厚木市
設立年月日	平成 4 年 11 月 1 日
評価実施期間	平成 30 年 7 月 ～ 平成 31 年 3 月
公表年月日	平成 31 年 3 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p><b>&lt;ホームの概要&gt;</b>                      グループホーム「あすかの」は、小田急線「本厚木駅」から神奈中バスで約 30 分、バス停「久保」下車、徒歩 2 分ほどの住宅街にあります。近くにはドラッグストアやスーパーマーケットがあり、買い物に便利です。平成 4 年に開設した 2 階建のアパート形式のホームで、5 名の利用者が生活しています。一室はバス、トイレ付きの 2DK の一般的なアパートと同じで、一人で住むには広くプライバシーは守られています。利用者は食事などの日常生活の支援を受け、日中はそれぞれの就労先や就労継続事業所に通所しています。</p>	
<p><b>&lt;ホームの理念や方針&gt;</b>                      ホームの運営母体である社会福祉法人紅梅会は、入所施設や就労支援施設、複数のグループホームなどの事業所を運営しています。紅梅会は「私たちは、利用者の方々が、地域社会で明るく豊かな生活が送れることをめざします」を理念として利用者の支援をしています。職員はこの理念のもとで、利用者一人ひとりの生活を尊重し、安心して自立した生活が送れるように支援に努めています。</p>	
<p><b>&lt;支援にあたって努力・工夫している点&gt;</b>                      利用者にとって居心地の良い環境作りを意識し、穏やかな声掛けを行っています。利用者主体の生活を送れるように、自己選択、自己決定を尊重し、自分で出来ることは自分でやるということを積極的に受け止めて、サポートが必要な場合のみの支援を心がけています。                      また、利用者の日々の仕事が継続出来るように、関係機関と連携して支援しています。職員は利用者の声を傾聴し、思いを受け止め、楽しく過ごせるように生活支援を行っています。ホームは厚木地区福祉ネットワーク「A ネット」制度に加入し、オンブスマン 3 名が定期的に年 10 回、運営法人やホームを訪れ、利用者の困りごとなどの相談会を実施しています。また、厚木地区の他の障害者施設職員がホームに来て、利用者の思いを聞いてもらう機会として「ホームしゃべり場」を年 4 回開催しています。</p>	

評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	<p>①職員は利用者一人ひとりの特性や意思を尊重し、その人らしい生活が実現出来るように、利用者の自主性を大切にし、安心して自立した生活が送れるよう支援しています。</p> <p>②利用者の思いを受け止め、利用者の人格を尊重し、職員の価値観を押し付けないように支援しています。職員は人権チェックリストを活用して、毎月自身の支援について振り返り人権意識の気づきに繋がっています。</p> <p>③利用者と世話人の関係は対等であることを意識しています。</p>
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	<p>①「サービス満足度調査」を実施し、利用者、家族の意見や要望を吸い上げ、利用者支援に活かしています。個別支援計画を作成するにあたっての利用者の意向は、1対1の時間を設け丁寧に聞き取りをしています。</p> <p>②個別支援計画は利用者の意向を第一に家族等の希望を参考に、サービス管理責任者、担当支援員、専任世話人が話し合っ決定しています。</p> <p>③職員は利用者とのちょうどいい距離感を持って支援しています。あまり入り過ぎないように、でも、いつでも見ているよ、といった距離感を大切にしています。</p>
3. サービスマネジメントシステムの確立	<p>①金銭管理については、利用者個人管理の方、家族管理の方、ホーム管理の方等様々です。小遣い個人管理の利用者は、利用者の希望と金銭管理能力に応じて週や月ごとに現金を渡し、計画的に使うように支援しています。</p> <p>②苦情の申し出があった場合は迅速な解決に努めています。また、申し出が無くても、様子を見て必要と感じられる利用者にはこちらから声をかけ聞き取りを行っています。</p> <p>③ホーム室職員はホーム用携帯電話を所持し、24時間いつでも連絡が取れるように配慮しています。</p>
4. 地域との交流・連携	<p>①地域の自治会に加入し会議や掃除などに参加しています。近所の方とも日常的に挨拶を交わし良好な関係を保っています。近くの派出所にはホームの場所の確認と巡回を依頼しています。</p> <p>②地域の活動や催しの情報は利用者に提供し、参加の意思があればサポートしています。</p> <p>③法人の行事を通して地域の方との交流をしています。</p>
5. 運営上の透明性の確保と継続性	<p>①理念及びホーム運営の重点目標を法人の事業計画書に明記し職員に周知しています。また、理念をパンフレットに明記し、利用者、家族にホーム運営の考え方を明示しています。</p> <p>②世話人会議を月1回開催し、サービス提供の課題や支援方法について話し合い、記録し、職員間の情報共有を図っています。</p> <p>③人権擁護や虐待・身体拘束など、障害者支援の制度や法令、規定類及び法令遵</p>

	<p>守の職員の心構えに関する研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の徹底を図っています。</p>
<p>6. 職員の資質向上の促進</p>	<p>①正職員は理事長と、非常勤職員は管理者と面接しています。職務や運営に関する意見や要望の相談に応じ、また、勤務形態や勤務時間等の意見や要望の把握に努めています。</p> <p>②利用者に対する人権擁護意識の向上、支援技術の向上及び職員の自己啓発意欲の向上を目標に、年度ごとに研修計画を作成し職員の育成に努めています。階層別研修、課題別研修、職務研修を実施しています。課題別研修として年2回の人権研修、リスクマネジメント研修、メンタルヘルス研修、接遇研修等法人主体の研修を実施し、また、毎月1回ホーム主体の事例研修を実施しています。</p> <p>③厚木市施設連絡会主催のホーム連絡会で情報交換しています。その中で世話人研修会を年2回開催し、利用者支援のリスクマネジメントや緊急時対応、AED研修等を実施し、グループホームの世話人の育成を図っています。</p>
<p>7. 日常生活支援</p>	<p>①年1回法人の入所施設と連携し健康診断を実施しています。健康診断の結果を受けて糖尿病対策の食事の管理などを行っています。</p> <p>②服薬については、服薬マニュアルを作成し、誤薬や服薬漏れがないように注意しています。薬をセットする職員、服薬時の職員、服薬済みを確認する職員をそれぞれ決めてミスがないようにしています。</p> <p>③就労先とは電話でやり取りし、日々の利用者の様子や仕事の様子について情報共有しています。年1回職員が会社訪問や事業所訪問し、連携して利用者が働きやすいように支援しています。</p> <p>④余暇時間は利用者が自由に過ごせるように配慮しています。鉄道が好きでよく外出する利用者や地域のイベントに参加する利用者、また、ガイドヘルパーや移動支援を利用して映画やカラオケに行く利用者もいます。</p> <p>⑤居室の部屋ごとにトイレ、浴室を設備しています。利用者の判断でいつでも入浴可能です。利用者ごとに洗濯機を所持し、居室の清掃も利用者の判断で実施しています。</p>